平成２４年度　第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　会議の名称　平成２４年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　開 催 日 時　平成２４年５月２４日（木）午後３時から午後４時３０分

３　開 催 場 所　千葉市総合保健医療センター　４階　会議室

４　出 席 者　【委員】

太田俊己委員（専門分科会長）、向後保雄委員、小野肇委員、瓜生澄江委員、
山﨑淳一委員、小川博子委員、織田三郎委員、加瀬一郎委員、加瀬清委員、
近藤葉子委員、立花きみ委員、中溝明子委員、畠山一雄委員

【臨時委員】（「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」について調査審議する場合のみ議事に参加）

友田直人委員

【事務局】

川上こども未来部長、山田こども企画課長、渡邉健全育成課長、
宍倉こども家庭支援室長、久保保育支援課長補佐、藤代保育運営課長補佐

５　議題

「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」について

６　議事の概要

議題　「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」について

事務局から、素案について説明があり、審議の結果、了承した。

7　会議の経過

司　　会：　大変ながらくお待たせいたしました。予定の時刻を過ぎましたので、ただいまから平成 24 年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課　課長補佐の大町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、現在千葉市では東日本大震災に伴う電力不足の深刻化に対応し節電に取り組む姿勢を打ち出すため、また、地球温暖化防止の取り組みの一環として軽装での執務を実施しております。ご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

では、委員の皆様にはすでにご案内しているところでございますが、本年度、「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」について、議論をするにあたり臨時委員の方にご参加いただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、座席にお配りしております資料の確認をさせていただきます。はじめは次第でございます。それから委員名簿、座席表、それから議題に関する資料につきましては事前にお配りしておりますが、今回追加の資料がございまして、A3 版で２枚、右上に追加資料１と記載しております「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）の制定【保育所関係説明資料】」というものと、これも右上に追加資料２とあります【その他の児童福祉施設の関係説明資料】の２点が追加になっております。それから、A4 版のご意見記入用紙、それから、返信用の封筒がお手元にあると思いますので不足等がございましたら事務局の方まで申しつけください。

続きまして本日の委員の皆様の出席状況でございますが、委員 15 名のうち 13 名及び臨時委員１名の方にご出席いただいております。そのため当分科会、委員の過半数に達しておりますので千葉市社会福祉審議会運営要綱第４条２項の規定により準用する千葉市社会福祉審議会条例６条３項の規定により当会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、千葉市医師会の今田進様と千葉市医師会の木村章様、以上２名の方からはご欠席の旨のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。それでは開会にあたりまして川上こども未来部長よりご挨拶を申し上げます。

川上部長：　皆様こんにちは。こども未来部長の川上でございます。平成24年度第1回の千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開会にあたりましてひとことご挨拶申し上げます。委員の皆様方には大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本来ですと、河野こども未来局長からご挨拶申し上げるべきところでございますが、ただいま、市長の定例記者会見の方に出席しておりまして、本日は欠席させていただきます。局長からは公立保育所の施設改善に関する基本的な考え方など、昨年度のご審議に対するお礼と、本日の審議のお願いにつきまして、皆様方にくれぐれもよろしくお伝えするよう申し付かっております。

さて、子どもに関する施策、問題に一体的に、迅速に対応するということを目的といたしまして、私どもこども未来局スタートしておかげさまで3年目を迎えました。子ども達が明るく、心豊かに育つ。このことを願いましていろいろな施策に取り組んで参りましたけれども、特に、保育所の待機児童問題、こういった喫緊の課題には重点的にかつスピード感をもって対応して参りまして、ようやく、若干ですね、その成果が見え始めているところでございますけれども、まだそのほかに取り組んでいく課題が山積しております。一つひとつ解決に向けまして、最大限の努力を傾注しているところでございますが、そういった中で、本分科会では昨年度、これも大変大きな課題となっております、公立保育所の施設改善に関しまして、その基本的な考え方についてご審議をいただきました。誠にありがとうございました。この対応方針案につきましては委員の皆様のご意見を踏まえ、取りまとめまして、現在、案という段階でございますけれども、6月1日から7月2日までパブリックコメントを実施する予定でございます。その結果、市民の方の意見を反映させて、案を取ってですね、基本方針という形で策定いたしまして、また改めてご報告をさせていただきます。そして、本日の議題でございますが次第にございますとおり、「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」でございますけれども、これについてご審議をいただきたいと存じます。これは、いわゆる分権一括法によりまして、これまでは国が一括して定めておりましたこういった施設の設備運営に関する最低基準、これを各自治体で、条例で定めるということになりまして、本市における基準設定の考え方について、委員の皆様方の様々なご意見

をお伺いしたいと、そういった趣旨でございます。なお、本議題に関しましては、先ほど司会からも話はございましたが、臨時委員といたしまして友田直人委員にご参加をいただいております。友田委員は千葉県児童福祉施設協議会の会長を務められておりまして、また本市におきましても母子生活支援施設旭ヶ丘母子ホームの施設長として日々児童福祉の向上にご尽力いただいておるところでございます。今回、よろしくお願いいたします。委員の皆様方におかれましてはそれぞれご専門のお立場から忌憚の無いご意見を頂戴いたしますとともに、児童福祉の一層の向上のため、さらなるご支援ご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

司　　会：　続きまして、当分科会の会長であります太田会長様よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

太田会長：　皆様こんにちは。当児童福祉専門分科会の分科会長を承っております太田でございます。本日は蒸し暑い天候になりました中、大変多くの方々にご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。事務局の皆様には大変お世話さまでございます。ありがとうございます。

当児童福祉専門分科会は子ども達や児童の福祉に関するさまざまな事案を調査、審議いたしますとともに、里親の認定に関しましても意見を申し述べることなどによりまして児童福祉の一層の推進を図ることを目的としております。この分科会では様々な肩書きをお持ちの委員各位に、それぞれのご専門分野におきます知識、また、ご経験に裏づけられました貴重なご意見をいただきまして、意義ある審議としていただいております。今回は今年度の新たな委員の方々に加えまして、部長さんのお話にもありましたとおり、「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」についての議題に関しまして、臨時委員として友田直人委員さんにご参加いただいております。実効性高い本市の基準とするためにも、当事者の立場から、また、各自のそれぞれのお立場から、貴重な意見を賜れれば、と存じております。審議におきましては、活発な皆様からの議論が展開されまして実り多いものとなりますようお願いいたしますとともに、効率的で効果的、また、円滑な議事の進行にご協力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただ

きます。どうぞよろしくご協力のほど、お願いいたします。

司　　会：　どうもありがとうございました。ここで今年度の千葉市社会福祉審議会委員の変更に伴い、当分科会においても５名の方が変更となり、また、臨時委員の方にも参加いただくこととなりましたので、改めまして委員の皆様の紹介をさせていただきたいと思います。お配りしております委員名簿の順にお名前を読み上げさせていただきますので、恐縮ではございますが、その場でいったんご起立いただきますようお願いします。

（委員紹介）

ありがとうございました。続きまして事務局職員の紹介をさせていただきます。

（事務局職員紹介）

それではこれより議事に入らせていただきます。太田会長様、よろしくお願いいたします。

議題　「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」について

太田会長：　それでは着席のまま失礼いたします。先ほど申し上げましたとおり、皆々様のご協力を賜りながら、議事を進めていきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきまして、このようなことでよろしいか伺いますが、ご了承いただけたら幸いでございます。はじめに、事務局より今回の議題に関します説明をしていただきましたあと、まず、本日の議題の直接の当事者というお立場から、千葉市民間保育園協議会の山﨑さんに、ご意見もしくはご質問いただきまして、続いて、先ほどご紹介ありました、千葉県児童福祉施設協議会の友田委員さんに、質問、ご意見をいただくというような順番で、両委員さんからお話を伺いまして、その後、それぞれの委員の皆様からご発言をお願いする運びではいかがかという考えでおりますけれども、よろしいでございましょうか。はい、ありがとうございます。それでは早速でございますが、本日の議題、「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関します条例（仮称）」につきまして進めたいと思います。事務局より説明

をお願いいたします。

山田課長：　こども企画課の山田でございます。私から「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」について背景やスケジュールなど、全体的な事項についてご説明申し上げます。失礼して、座らせて説明させていただきます。

A3 版の資料の１－１をご覧ください。１の背景・経緯からご説明させていただきます。平成 23 年４月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」という長い法律名でございますが、通常は地域主権一括法と呼ばれ、すでに可決、成立しております。この法律はこれまでの国と地方の関係を見直し、地方分権、地域主権を進めるため、地方への権限移譲をはじめ、地方の条例制定権の拡大などを盛り込んだ、約 190 本の関係法律を一括制定、改正する法律でございます。この一括法の成立により、児童福祉法が改正され、これまで国が一律省令で定めていた児童福祉施設の設備や運営に関する基準を地方の実情に応じて政令指定都市等の条例で定めることとされました。なお、平成 23 年 10 月、各自治体における条例制定にあたっての基準が示されております。点線で囲まれた部分をご覧ください。今回、児童福祉施設の最低基準を条例化するにあたりまして、すべてを各自治体の裁量で定められるわけではございません。まず、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準として、従うべき基準というものがございます。これは、この基準を上回ることは許されますが、緩和することは認められない基準項目でございます。内容といたしましては、①として、職員配置の基準でございます。②といたしましては、施設や設備に関する事項で、児童の健全な発達に密接に関するものでございます。後ほど詳しく説明がございますが、わかりやすい保育所の例で説明いたしますと、職員数の基準といいますのは、児童数に応じて配置される保育士の数ということになります。施設面では１人あたりの面積ですとか、保育室や遊戯室の設置というものが該当するものでございます。その他、③の運営に関する適切な処遇の確保等につきましても、従うべき基準とされております。これに対しまして、参酌すべき基準というものがございます。これは、従うべき基準以外のすべてが対象となるもので、地方の裁量により地域の実情に応じて国の最低基準とは異なる基準を定めることができる項目でございます。先ほど同様、保育所を例に取りますと、たとえば園

庭を設けるか設けないかですとか、３歳以上の給食は自園調理するか、などが参酌すべき基準となります。

なお、囲みの欄外にございますが、この法律は本年４月より施行されておりますが、平成 25 年３月 31 日までの経過措置があるため、すでに条例を制定している自治体もいくつかございますが、多くの自治体は現在条例の制定作業を進めており、来年の４月１日の施行を目指しているところでございます。なお、本審議会では児童福祉施設の設備運営等に係る条例案についてご審議いただきますが、このほか、本市におきましても、都市計画や河川、住宅など、多岐にわたる所管の条例制定が予定されており、それぞれの所管で条例制定作業に着手しているところでございます。２の対象となる施設でございます。後ほど詳細に施設概要を説明いたしますが、資料１－２の児童福祉施設一覧（千葉市所管施設）をご覧ください。対象となる施設は掲載の通りでございます。なお、下段の注１にありますが、障害児施設の基準等につきましては、保健福祉局にて制定することとなっております。また、注２でございますが、児童厚生施設、情緒障害児短期治療施設、及び児童自立支援施設についてでございますが、千葉市の所管施設はございませんが、法令との整合性を図るため、本条例にて基準を定めることとなっております。

A3 の資料１－１にお戻りください。右の欄、３の基準設定の考え方をご覧ください。⑴が保育所、⑵がその他の児童福祉施設（障害児施設を除く）とありますが、この後、それぞれの所管より別途説明させていただきますが、本市の基本的考え方として、子どもの環境や保育、養育の質の確保を最重点に考え、参酌すべき基準においても、国の基準を下回る基準とはしない。また、従うべき基準につきましても、国基準同様、また、現在国基準を上回る基準を定めている保育所につきましては、これを継続することを基本に考えております。この部分につきましては、後ほど所管より具体的にご説明させていただきます。

最後に４、スケジュール（案）をご覧ください。本日の審議結果等を参考に本年８月中旬までに事務局において条例案を作成いたします。その後、９月中旬から 10 月中旬、約１か月にわたり、パブリックコメントを実施し、市民の方々からご意見を伺う予定となっております。パブリックコメントが終了いたしましたら、パブリックコメントを反映した条例案につきまして、10 月下旬に本審

議会に再度ご報告させていただきたいと考えております。その後、11 月中旬に開催予定の第４回定例市議会に条例案を提出し、議会での審議を経て、12 月中旬にはご議決をいただき、来年１月に条例公布の手続きを経て、平成 25 年４月１日からの条例施行を予定しております。以上で全体的な説明を終わらせていただきます。繰り返しになりますが、本市の児童福祉施設の基準につきましては、現行どおりを基準といたしまして、国基準を下回る基準は設けないことを前提としておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。それでは、保育所及びその他の児童福祉施設の具体的基準について各所管より説明させていただきます。よろしくお願いします。

太田会長：　はい、続きまして、よろしくお願いします。

藤代課長補佐：　保育運営課でございます。お手元の資料のですね、追加資料の１でご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。座らせて説明をさせていただきます。

追加資料の１でございます。保育所関係の説明資料ということで、内容をこの中にまとめさせていただいております。まず、１、本市保育所の概要でございます。保育所は児童福祉法の 39 条で、日々、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児、幼児を保育する、という児童福祉施設でございます。本市の今の設置状況でございますけれども、今年４月１日現在でございますが、公立は 61 施設、ただし１施設は現在休止中でございます。私立が 56 施設、計で 116 施設となっております。それぞれの保育所の詳細につきましては、資料１－２の２枚目以降に記載させていただいておりますので、細かな説明は省略をさせていただきます。現在、千葉市の保育所でございますが、女性の社会進出の進展、そして、リーマンショック以降、経済情勢が芳しくないことに加えまして、千葉市におきましては、エリア的に、都市開発、マンション開発等が非常に進んでいるエリアがございます。そうしたこともございまして、年々保育ニーズというものは増加している状況でございます。それに伴いまして、非常に残念、というか、申し訳ない状況であるんですけれども、保育所待機児童が発生しておる状況でございまして、これまでも、これに対応するために、平成 20 年には、「待機児童解消に向けた緊急３か年整備計画」を、そして、22 年には、「待機児童解消に向けたアクションプラン 2010」を策定いたしましてこれを推進しつ

つ、待機児童の解消に努めているところでございます。平成 20 年から 23 年、保育所の整備数でございますけれども、新設といたしますと 23 か所、増築等を含めますと 25 か所の整備を行っておりまして、定員ベースでは 1,159 名分の定員増で、実入所ベースでいきますと、1,346 人の増という形で今まで増やしてきているところでございます。この結果でございますけれども、今年度の待機児童数 123 人と、昨年の 350 人から大きく減らすことができている状況でございます。ただし、まだ待機児童の解消が本市の喫緊の課題であるということは変わりないと言えようかと思います。こうした状況を踏まえての、基準設定に係ります基本的な考え方でございます。本市におきましては、これまでも子ども達の保育の質の確保・向上のために施設面、職員配置面、いずれにおきましても、一部ではございますけれど、上回る基準を定めまして、あるいは、それを運用する形で、良質な保育サービスの提供に努めてきたところでございます。先ほど、こども企画課長の山田からご説明させていただきましたが、本条例を制定する根拠となります地域主権一括法、こちらは地方自治体の自主性を強化して、その自由度を拡大することを目的とするものでございます。特に保育所につきましては待機児童が都市部において多数発生している状況を踏まえまして、いろいろな都市からいろいろな意見が提出されました。それを踏まえてのことであろうと思いますけれども、特に、都市部の一部地域におきまして、地域の実情を踏まえまして一時的な措置として、その基準を緩くする、どちらかというと下向きに振れさせることができるような、取り扱いをいたしているところでございます。

6 の備考をご覧いただければと思います。保育所の居室面積の特例といたしまして、これは省令で時限的に措置をされているものでございます。厚生労働大臣が指定する地域と申しますのが、待機児童が特に深刻な地域、待機児童が 100 人以上発生している都市、かつ、②の部分の保育所のための土地の確保が困難である地域、三大都市圏の住宅地の公示価格の平均を上回る市町村という形で、これが規定されているところでございまして、こちらのエリアに該当して、都市が希望すればでございますけれども、そうした場合には従うべき基準でなく標準、先ほど従うべき基準と参酌すべきもの、これまたちょっと違うものでございまして、標準という言い方で、合理的な理由のある場合には、違う

範囲で定めることができるという形で緩和的な措置を講じているところでございます。ちなみにどちらの市町村がということになるわけでございますけれども、都内 16 特別区、あと横浜市、川崎市、さいたま市、京都市、大阪市など 35 市区町村が該当しております。ただし、県内におきましては市川市のみがこの対象地域となっておりまして千葉市の場合は含まれておりません。

２の基準設定に係る基本的な考え方のところにお戻りいただければと存じます。３つ目の○のところでございます。実際に、基準緩和の地域に含まれてはおりません。ですけれども、本市においても少なからず待機児童が発生している状況はございます。しかしながら本市におきまして子ども達への良質な保育サービスの提供をかなえる、そういう観点から、現在の一部、国の基準を上回っている基準、これをそのまま条例の基準の方に移行させまして、現行の保育の水準を維持確保して参りたい、そのように考えている次第でございます。具体的にどの部分かというのは３の現状の施設基準及び主な市基準（案）というところでご説明をさせていただきます。繰り返しになりますけれども、現行の保育水準を維持するという部分で、以下の６つの項目を抜き出しさせていただきまして、この部分が国基準と違うものを定めるということでございます。

まず、１点目、乳児室・ほふく室面積でございます。国基準と違いますのが乳児室 1.65 平米という形で国基準はなっているものを、これまで千葉市の場合はどちらも 3.3 平米として設置認可を行ってきておるところでございます。国は昨年、地方自治体がこの基準条例を定めるにあたりまして、通知を出しております。ほふく室と乳児室を一緒に使っている場合、乳児、ほふくしない子どもであっても１歳にならないうちにほふくします。ということは、そのスペースというのは、全員がほふくをすることを念頭において基準設定をすべきである、特に新規施設についてはそのようにしなさいという通知を出しておりますので、私ども、もともとこの 3.3 ということで運用しておりましたので、国が、私どもの基準の方に近づいてきたのかなと。ただ、これは国の基準上はあくまで乳児室 1.65 平米となっておりますので、私どもは上乗せをして 3.3 で保育環境を確保したい、そのように考えているところでございます。

続きまして、保育室・遊戯室でございます。国基準をご覧いただきますと、保育室「又は」ということで、遊戯室と保育室はどちらかを、というような表

現になっております。千葉市の場合は、保育室は当然設置をしていただきつつ、遊戯室を別に設置をいただく。これは、認可の条件としておりました。ただし、20 人から 59 人までの小規模保育所におきましては、施設の整備の関係もございますので、こちらは遊戯室の設置については任意という形を取らせていただいているところでございます。これもこのまま、市基準に定めて参りたいと思っております。

続きまして、屋外遊戯場でございます。こちらは参酌すべき基準となっております。国基準におきましては、公園等の代替を可としているところでございます。千葉市におきましては小規模保育所に限って、屋外遊戯場に代わりましても可としております。これは平成 20 年９月に策定をいたしました「待機児童解消に向けた緊急３か年整備計画」、２つ計画プランを立てております、前のプランでございます。こちらの方で、駅周辺のエリアにおいて保育所の整備を推進するという観点から、小規模保育所について一部公園代替を認めるということで緩和させていただいているところでございまして、これはそのまま今の状況というものを継続していきたいというふうに考えております。

恐れ入ります、右側のページへお移りいただければと思います。１・２歳児に係る保育士配置でございます。国基準におきましては、幼児６人に対して保育士１人、千葉市の現行は、幼児５人に対して保育士１人という形で定めさせていただきたいと考えております。ただし、但し書きをつけまして、運営補助による加配、下の特記事項をご覧いただければと思います。これまで１・２歳児の保育士配置に関しましては、この５対１というものを推進・奨励するために、公立については私どもが実施主体ですので、実施をしてきているところでございますが、民間保育園さんにつきましては、他の補助金とあわせまして、加配保育士に係る経費の一部を助成させていただくということで、これを達成しよう、ということで奨励補助を行ってきております。こうした経緯がございますので、保育士の確保というのが非常に難しくなってきております。特に東京都市圏、都市部におきましては、どの都市もが保育所を新たに設置している状況でございます。ですから保育士の確保は非常に難しいというのは聞いておりますので、そうしたことを踏まえまして、基準に不足して配置がかなわないケースも想定されなくはございません。そうした場合につきまして、当面の間

は国の基準通りで可とするという、経過措置を設けようとするものでございます。

続きまして、３歳以上児の食事でございます。３歳以上児の食事は外部搬入可、これは国基準でも外部搬入を可としております。もともとは、この形とはなっておりませんでした。国の構造改革特区、いわゆる特区の関係で、次第にだんだんと緩められてきまして、３歳以上児については可というふうに今の基準ではなっております。ただし、千葉市におきましては、食育の観点、作るところから食べるところまで、野菜を保育所内で作るところということもやったりしておりますので、そうした部分から食べるところまで全体を食育と捉えて、市全体でこれは推進している部分でございます。そうした部分を踏まえますとともに、現在、アレルギーをお持ちのお子さん、アトピーであるとか、場合によってはアナフィラキシーを起こすようなお子さんも保育所でお預かりをしているところでございます。だんだん、そのようなお子さんが増えている状況にございます。そうしたことも踏まえまして、自園調理というもので、できるだけきめ細かく対応できるような形を取りたいと考えておりますので、このあたりにつきましても、引き続き自園調理を義務付けて参りたいと考えております。

最後、保育料以外の費用の徴収でございます。国基準におきましては、利用者の影響を勘案した上で徴収を可としております。私どもとしましては、一部の例外を除きまして、保育料以外の徴収を認めないという形で定めさせていただこうと思っております。と申しますのが、保育施設に支弁されます保育所運営費につきましては、一般生活費として保育に直接必要な経費というものが書かれているところでございます。ただし、実費以外のものは徴収しないようにという指導を継続して行わせていただいております。全く認めないということではございませんけれども、千葉市がそのご家庭とご契約をして、均質的な保育を提供するという、そういう観点からもこうした部分を定めさせていただきたいというふうに考えております。

付帯的な情報につきまして、ご説明させていただきます。千葉県、政令市の状況でございます。まず、政令市でございますが、すでに条例を施行している都市が５市ございます。札幌、静岡、浜松、京都、大阪でございます。うち、札幌、京都、大阪が、居室面積基準、あるいは職員配置基準で国基準に上乗せ

を行っているところでございます。その他の政令市につきましては、意見交換等もしておりますけれども、現在検討中というところでございまして、上乗せをする都市もあれば国基準通りでという都市もある、そういうふうに検討していると聞いております。なお、千葉県におきましても同様の条例を定めるということになっておりますが、管内の市町村、中核市さんも同じように定めなければいけませんので、いろいろと調整を図られているところでございまして、まだ確定の話というのは聞いてはおりません。関係団体との意見交換の状況について、ご説明させていただきます。山﨑委員さんの方で所属していらっしゃいます、民間保育園協議会さん、こちらは先日 21 日に意見交換を実施させていただきました。基本的に私どもの考え、保育の質を確保する、国基準よりも高めて確保していこうという考え方につきましては、概ね了承、賛同いただいているというふうに私ども理解をいたしております。先ほどご説明をさせていただきました、５対１の部分、奨励補助として行っておりますけれども、この部分について、確実に基準として５対１にするうえでは、財源的な手当てが必要であるということを意見としていただいているところでございます。

続きまして、21 大都市児童福祉主管課長会議と書かせていただきました。先ほど政令市の状況をご説明させていただきました。これは、17、18 日にたまたま開催されまして、当然この議題というものは議論となりました。ただし、やはりどの都市さんも検討中というところで、細かなお話というのは、制定をされましたこの５市くらいからしか聞くことができていない状況にございます。今後とも、他都市の状況というのは我々としても捉えつつ、対応して参りたいとは考えております。なお、千葉県さんとも、いろいろと、やはり、同じ県内の中にありますので、協議をしましょうということをいただいておりますので、必要があれば協議をしていくということで、県とも相談をしながらやって参りたいと考えております。保育所に関する説明は以上でございます。

太田会長：　はい、ありがとうございました。では、引き続きよろしくお願いします。

宍倉室長：　宍倉でございます。それでは、座って説明させていただきます。お願いします。

本市における、その他の児童福祉施設につきまして、ご説明させていただきます。お配りいたしました、追加資料の２に従いましてご説明させていただき

ます。まず、本市における、その他の児童福祉施設の概要でございます。本市の方で現在所管している施設が５種類ございます。助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童家庭支援センター、この５つでございます。

助産施設につきましては、児童福祉法の施設の整理で申しますと、経済的理由などによりまして、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させるという、入所させて助産を受けさせる施設でございます。市内には２か所、青葉病院、それから、海浜病院に設置してございます。

次に、乳児院でございます。乳児院につきましては、乳児を入院させ、養育していく施設でございます。こちら、市内には１か所、エンジェルホームがございます。

次に、母子生活支援施設でございます。こちらは、配偶者のいない、またはこれに準ずる事情にある母子を入所させ、保護するとともに、自立の促進のために、生活を支援していく施設でございます。市内には１か所、旭ヶ丘母子ホームがございます。

次に児童養護施設でございます。こちらは、保護者がいないとか、虐待されているなど、環境上養護を要する児童を入所、養護していく施設でございます。こちらは２か所、ほうゆうキッズホーム、それから、房総双葉学園がございます。それから※印のところでございますが、平成 26 年に１か所新設の予定でございます。で、こちら、訂正事項がございます。先に皆様にお送りいたしました資料の１－２、児童福祉施設一覧（千葉市所管施設）という表に同じ記載があったのですが、こちらの方、平成 28 年に１か所新設予定ということで記載をしておりました。大変申し訳ありません。平成 26 年に訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、児童家庭支援センターでございます。こちら、地域の児童、家庭に関する専門的な知識や技術を必要とする相談ですとか、市町村の求めに応じた技術的な助言、要保護児童などに対します指導、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整など行う施設となっております。こちらは市内の児童養護施設、それから、母子生活支援施設に併設されておりまして、市内には３か所ございます。

次に、こちらの施設につきましての基準設定に係る本市の基本的な考え方で

ございます。まず、入所児童の処遇を確保するために、国基準を基本といたしまして、本分科会、それから、県内の関係機関、それから、これから行って参る予定でございますパブリックコメントでいただきます意見などを勘案いたしまして基準を設定して参りたいと存じます。また、国におきましても、職員配置の引き上げに係る省令改正が予定されておりますので、本市のこの条例に内容を反映させて参りたいと考えております。その具体的な内容でございますが、３の現状の施設基準及び主な市基準（案）のところで、あわせてご説明させていただきます。表中の下線部におきまして、今回の省令改正で基準引き上げが予定されている項目も記載してございます。主なものを挙げております。まず、助産施設につきましては、設備等につきまして、医療法の病院または診療所の基準を満たす。職員につきましても、医療法に規定する職員のほか、１人以上の専任または嘱託の助産師を配置するということになっております。乳児院につきましては、面積基準が設けられておりまして、寝室、観察室などに基準が設けられております。職員につきましても、０・１歳児につきましては、1.7 人の児童数に対して、１人の職員ということでございましたが、これを 1.6 人の児童数に対して１人の職員とするということにしております。２歳、それから３歳以上ということで、記載の通りの職員配置が示されております。次に母子生活支援施設についてでございます。こちらも面積基準が設けられておりまして、１室あたり 30 平米以上ということです。それから職員につきましても、母子支援員、こちらは人の配置を細かく分けて、配置職員の人数を増やしていくというような基準でございまして、今までは、20 世帯未満に１人、20 世帯以上で２人の配置ということでございましたが、これを 10 世帯未満に１人、10 世帯以上２人、20 世帯以上３人というような国の基準が示されております。次に児童養護施設でございます。こちらも施設基準が設けられておりまして、記載の通りでございます。職員につきましても、乳児院と同じように０から３歳というところまでは、同じように基準が引き上げられております。また、小学生以上につきましても、６人の児童に対して１人の職員配置だったものを、5.5 人の児童に対して１人の職員というような形で引き上げがされております。児童家庭支援センターにつきましても、設備につきましては、相談室の設置、それから、職員につきましては、支援担当職員の配置というものが示されてお

ります。

４の千葉県、政令市の状況でございます。平成24年５月時点ですでに条例制定、施行済みの政令市は５市ございます。札幌、静岡、浜松、京都、大阪でございますが、いずれも国基準通りにという内容になっております。その他の政令市につきましては、１市、新潟市ですけれども、現在、基準につきまして検討中ということでございますが、こちらの方を除きましていずれも国基準通りの予定で検討を行っているということでございました。新潟市につきましても、具体的に何をということにつきましては、これから施設さんからの意見等の聴取があるのでということで、検討中ということです。千葉県におきましては、５月28日に、県下の施設と意見交換を実施する予定ということで、今後の対応の参考とするという予定とのことです。本市の関係団体との意見交換の実施状況でございますが、千葉市児童福祉施設長との意見交換会を、５月17日に開催させていただきました。その中で、本市の条例の案の考え方につきまして、概ね理解、それから賛同を得たと理解しております。ただ、その中でいただきました意見といたしましては、国の示しております最低基準については堅持して、また、施設の現状を踏まえて、本条例化とは別に予算措置などを講じて、職員増、それから、勤務条件の改善等による施設処遇改善を求めますという意見をいただいております。また、本市といたしましては、千葉県とも今後必要に応じて、適宜協議などを実施していく予定でおります。説明は以上です。

太田会長：　事務局からの、いずれもご丁寧なご説明ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思いますが、先ほど、お認めいただきました順に、まず、山﨑委員さんから保育関係のことについてでしょうかね、ご意見ご質問いただきまして、その後、友田委員さんというふうに続きたいと思います。また、その後、ほかの委員さんということにさせていただきたいと思います。それでは、早速ですが、山﨑委員さん、お願いいたします。

山﨑委員：　はい。それでは失礼します。まず、今、市の方から説明がありましたが、私たちは、条例を定めると、子ども達の生活はどうなるんだろうっていうことをまず考えるんですね。少しでも基準が下がるようであっては、子ども達にとって本当に過ごしやすい保育園がそうじゃなくなってしまう。それは絶対避けるべきだ、ということの観点からですね、この話を、一応、お聞きしました。そ

ういう観点からしますと、先ほど説明がありましたように、今の基準は下げないということですから、下げないことであれば、これはこのままやっていただきたいなと。で、いわゆる条例化するということは、じゃあ、今までどうしていたのかということになると、要綱や要領でこれをすべてやってきた。それが今度は国の指導で、これは条例化しなさいって話ですから、私たちというか、私個人にとっても、それから保育に携わる人間にとっても、これはすごく、早くやるべきだなっていうような感じがします。以上です。

太田会長：　はい、ありがとうございました。概ね、条例化案に関しましては、同意いただいたような趣旨の発言だったかなと思います。続きまして、友田委員さん、お願いします。

友田委員：　私は千葉県の児童福祉施設協議会の代表をしております友田と申します。千葉市においても、福祉施設協議会の代表を務めさせていただいております。

さて、追加資料の２が、私どもの業界のメインになりますけれども、まず、今回、話題になっております児童福祉法は、ちょうど私の生まれた年と同じ年に、昭和 23 年に施行したんですね。そして、私もくたびれましたけれども、法律も、もう制度疲労を起こして、ずたずたになってきているというところなんですね。それで、この間は、ほとんど何もできなかったと、つぎはぎだらけの児童福祉法と悪口たたく人もいますけども、抜本的には改革はできなかったと。GHQ 指導で、昭和 21 年の末くらいから 22 年にかけて、厚生省の当時の課長が、知能集団を集めて懸命に努力して児童福祉法を立ち上げたんですね。そして、戦災孤児対策ということで、救民活動をしたわけですね。で、乳児院の赤ちゃんの施設も非常に栄養、それから病気、伝染病ですね、悪い環境で、これは何とか赤ちゃんを助けなきゃいけない、それから、地下道に生活する戦災孤児を助けなきゃいけないという状況と。今の親が自ら自分の子どもを虐待して殺してしまうという社会状況、背景はまるで違ってきているんですね。で、そのために、どれだけ関係者が努力してきたのか。広く私たち大人全体の責務をどういうふうに果たしてきたのか。私たちは、反省を込めて改変しなきゃいけなかったんですね。ただ、そのことをなかなか実行できなかったと。で、今般一括法の成立をみて、地方の実情に合わせたもので条例化をして、各都道府県、政令市、中核市等に委任をするということで、今回の作業となっているわけで

すが。

今、保育の山﨑会長からお話がありましたように、千葉市の意向を伺っていると、基本的には国の現行の基準を遵守するということで、私たちは子ども達の権利を守る立場としては非常に安心感を持っております。ただ、非常に社会実情が大幅に変わりつつありますので、できうれば職員配置基準においては、国基準を上回る行政基準をお願いしたいということは、意見の中に出しておりますが。しかし、どこの地方自治体も、千葉県・千葉市においても財政の健全化に取り組んでいる最中ですので、むやみにそれを無視して、このお願いばかりは現実味がないだろうと。国は、2015 年ですか、消費税等の引き上げの際には、たとえば母子生活支援施設については５世帯に１名の職員配置に引き上げる、という案もあるようですが。これは今、国会審議中ですから、なんとも予測はつかないということで。資料２のこの表の助産施設の一部、対象とする方々が出産されるというところでは関係する施設になります。そして乳児、母子、児童養護、児童家庭支援センター、ここが、私が直接所管している業界団体ですけれども。この資料の第５番目に先日 17 日に所管課と意見調整をしておりますので、これが結論になりますが。ぜひ、将来の願望としては子ども達を 24 時間見なきゃいけない、赤ちゃんの施設、あるいは児童養護施設、あるいは母子家庭施設においては、愛情に満ちたよい環境を整えるために、ぜひ、配置基準を、国を上回るものを将来は用意していただきたい。これは、言い方があって、本文にその配置基準を書き込んでしまいますと拘束されるということで、加算制度については、従前から持っておられる要綱であるとか、別表の方で扱うと。時代背景と財政の健全化を睨みながら、実情にあった実現可能なものを別に用意するという取り扱いも可能ではないだろうか、ということを思っております。

それから、児童福祉法の精神の中に、当時の昭和 22 年の課長の最後のコメントにも、この児童福祉法はとりあえず戦後混乱の中で定めるけれども、なるべく早い時期に理想的な日本の児童福祉法に作り変えていただきたいということを書き残しているんですね。そういうことも意識しながらですね、今後は、千葉市条例の制定を実施していただくわけですが、なかなか制度が硬直化して時代に合わなくなるという可能性を私たちは考えていますので、３年とか５年後

の見直し規定をぜひ導入していただきたいと。これが、条例の中に書き込むのが法律の要件としてふさわしいのかどうか、ちょっと専門家ではありませんので、なかなかわからないのですが。

それから、昨年の暮れに千葉県弁護士会と私ども、この件に関して勉強会あるいは意見交換会をいたしました。児童の権利を擁護するという視点で、今般の地方条例化については、法の精神を尊重し、決して国の基準よりも下回ることがないように、より豊かな児童福祉法、児童福祉の実現が可能となるように努力してください、という弁護士会からの声明が出されておりますので、その声明の精神を尊重しながらですね、ぜひ、千葉市の子ども達をより豊かに健全育成ができますように、委員各位のご努力を切に要望する次第です。どうもありがとうございました。

太田会長：　ありがとうございました。正確な整理ではございませんが、１点目は、追加資料２にあります、５番目のところに書き出してあります意見交換会での結論が、結論であるということ。それから、２点目としては別表の方式についても考慮いただければということ。３点目は見直し規定に関してはいかがかと。４点目は弁護士会の声明にもあったような豊かな児童福祉を、ということを志として持っていただけないか、というようなことかと思いました。いったん、ちょっとここで切りたいと思うんですが、事務局の方で今のことにつきまして何かご発言ございますか。

山田課長：　まず、条例の方、内容を概ねご了承いただきましてありがとうございます。別表につきましては、これは要綱要領の別表ということでよろしいでしょうか。条例ではなくて、職員加配に関する要綱等の中で整備するということ。これは、検討していきたいと。その条例の中に、この見直し規定を設けるということなんですけれども、おおもととなる児童福祉法がございますので、条例のテクニック的なことは、この場ではわかりませんので、持ち帰らせていただきたいと思います。

太田会長：　はい。それでは、お待たせいたしました、ほかの委員の方々からご意見ご質問ございましたら、ぜひ、承りたいと思います。いかがでございましょうか。

はい、お願いいたします。

畠山委員：　千葉市幼稚園協会の畠山です。初めてこの委員会に出させていただきまして、

いくつか疑問のあったことですね、ちょっと３つくらいお尋ねしたいと思うんですけれども。

追加資料を見ますと児童福祉施設の場合は、ほぼ国基準で運営されていて、保育所は国基準を上回る基準で作られている。私どものとこも、この４月に認可保育園を学校法人として開園いたしました。それで、ずっと見ていますと、千葉市の子どもはですね、１年生にあがる７割が幼稚園の子どもです。これを見ますとかなり保育園は手厚く保護されているなと感じました。決して基準を下げろとかというんじゃないのですが、政令市の中でも一番財政状態が悪い千葉市において、どのくらいコストがかかっているか検証をしてみる必要があるんではないかなと思います。たとえば、ぜんぜんわかりませんけれども、国基準の乳児室 1.65 と、千葉市基準ですと 3.3 平米ですけども、これ、実際該当する子ども達ってどのくらいいるんでしょうかと。たとえばこれ倍ですから、新たな施設を作らなくても、この基準を国基準でやれば倍の子どもたちが使用できるんではないかなと思いますが。この辺のところは実際どのくらいの人がいるんだろうかと。それから人員配置も国基準だと６人に１人です。それが千葉市の基準だと幼児５人に対して１人つくんですけども。幼稚園でも最近２歳児保育をやっておるところもありますが、これはだいたい６人に１人で配置してもそんなに問題を感じないんですね。預かる時間が違うからという、それもありますけれども。たとえば、これによってですね、千葉市の財政負担、どのくらいになっているんでしょうか。人件費でいったら、１、２歳児でどのくらいの子どもがいて、これをやったことによって、通常６人基準よりも、どのくらいの人員でどのくらいの人件費がかかっているか。この辺のところを教えていただければと思います。

それから、３歳児の外部搬入ですけれども、千葉市のアクションプランの中でも、幼稚園でも参入しませんかというような、10 園ほどアクションプランでもありましたけれども。我々の仲間でも聞いてみても、やはり、この給食の３歳以上の外部搬入、設備を作る場所もないし、それから、これに対して莫大な資金がかかる。これも新システムになって、助成があれば少しは解決するかもしれませんけれども。その食育ですね、保育園だけがやっているわけじゃなくて、幼稚園もやっているんですよね。自分のところで畑を持って栽培して野菜

を食べたりなんかはしているんです。食育は必要にしても、本当にそれは毎日必要なんだろうかと。お母さんの作ったお弁当を持ってきてやっている人たちもいます。外部給食も、今、アレルギーの問題だって、業者に言えばきちんと弁当で十分配慮してやっております。保育園をやってみて、０、１、２歳ぐらいのところは確かにあった方がいいと思います。３歳児で幼稚園で私の方は300 人の子ども達を預かって運営していますけども、外部搬入してそれほど不自由があると思いません。国基準を上回る基準を、あえて千葉市が作って、これによって財政負担がどのくらい増えているのかと。私の率直な気持ちは、少しは幼稚園にも回してよ、というような気持ちがありまして。保育園に通う子ども達が社会的弱者ではないと思います。幼稚園ではですね、千葉市は熊谷市長なんて、就園奨励費まで減らしたんですね。こういうことをやっていて、ここに国を上回る資金を投入していくということは、本当に子ども達の公平性ということを見たら、下に合わせるのは決していいとは思いませんけども、本当に国基準でだめなのかというところはよく検証していただきたいと思います。

太田会長：　畠山委員、一応質問のような形で、お答えもいただいた方がよろしいですか。

畠山委員：　はい。

太田会長：　財政の負担と、それぞれ今出ておりました基準との兼ね合いについて、一つひとつ個別的にお答えいただけるものかどうかというのはあるかもしれません。概括でいいかもしれませんけれども。幼稚園のお立場からということでございましたが。内容的に関連してほかの委員の皆様から何かございますか。同じような趣旨でさらにというようなことは。特によろしいですか。じゃあ、今、お出しいただきました質問に関しまして、子どもは子どもなんですけど、かたや幼稚園に行く子もいれば、保育所に預ける子もいて、この基準の千葉市の状況を見ると、いかがなものかというようなことを含めたご質問かと思いました。はい、お願いいたします。

川上部長：　それでは、一つひとつ全部お答えできるかはちょっとわかりませんけども。まず、基本的にはですね、先ほどからご説明しているとおり、内容ともかくというよりも、今の基準で保育を実施しておりますから、この基準を緩めることは、基本的には保育の質にかかわると、私どもは考えております。したがって、今回、この基準の内容については、現状の保育の質を確保するために、このま

まこういう基準を使わせていただきたいと。これは基本的な考え方でございます。

今、いくつかご質問ありました、ほふく室についてですね、1.65 で実施した場合にっていうことになりますと、市の負担としては、その施設整備について国基準を上回る形でやっていますので、確かに、私どもの持ち出しが減るというところはあろうかと。ただ、数字的にはですね、今、手元にございませんが、そういうところは確かにあると思います。ただ、現状でこの形でやっておりますので、これを下げてそういう一般財源の持ち出しを減らせるっていうことはありますけれども、現状からまたさらに増えるということではないというところはご理解いただきたいと思います。

それからもうひとつ、幼児６人に対して保育士１人、それを５人ということで千葉市はやっておりますけれども、これは先ほど所管から説明がありましたとおり、実際には６人でやっていただいている保育園、認可保育園さんもかなりございます。で、これは、公立の方は５対１っていうことでやらせていただいておりますけれども。加配をするために出している補助金っていうところはですね、経費的にはその部分が直接的に影響してくるというところでございますけれども。後でお答えしたいと思います。

それから、給食ですけども、これはやはり、いろいろとお考えがあるかと思いますけど、保護者の方々のいろいろなお考えもございます。今、現に、３歳以上児については主食を提供していない状況があるわけです。その部分も提供してもらいたいと。一方では、おっしゃったご意見の通りですね、弁当とかですね、そういうご意見、私はあまり保護者の方からの意見としては聞いておりませんが、そういうお考えもあろうかと思いますけれども、さらに給食を充実させるというような保護者の方々からのご意見もございます。私どもとしては、とにかく、大前提は現状、保育の質に関わる基準、これについては現状維持したいというところでございまして。保育園と幼稚園ということで、いろいろ市長のお話もございましたけども、幼稚園に対して、健康診断でありますとか新たな補助制度を設けたところですし、就園奨励費も一時そういう実情がございましたけれども、現状ではやれるところは一所懸命やらせていただいています。それで、幼稚園の中に今回は畠山先生のところでご協力いただき、民間保育所

を作っていただきました。これは、今の新システムの先駆けといいますか、まさにそのまま移行出来るような形でございまして、私どもとしては、そういう保育所と幼稚園の利用状況、これは貴重な資源でございますので、そういうところを活かさせていただいて、そういったところでは、我々の経費の持ち出しといいますか、そういうところの部分も勘案しながら、定員を増やしていただいたり、運営していただいたり、という手法でやらせていただいておりますし、幼稚園に対する対応についても十分とはいかないですけど、検討させていただいているところです。お答えになっていないかもしれませんけども、私の方としての考えは、以上でございます。今、数字的なところは所管の方からお答えします。

太田会長：　それでは、続いて、お願いいたします。

藤代課長補佐：　保育運営課でございます。まず、３歳未満児の加配に今、千葉市でいくらお金をかけているかということでございますけれども、24 年度予算で、56 園分で 227,498,000 円でございます。これを 56 で割った数が１園分という形になります。ちょっと金額的に大きく見えるかと思いますけど、いわゆる正職を 1 人、そこの園にあてがうとなりますと、このくらいの金額と。さらには、乳児を預かるという専門性といいますか経験等を加味したものとして、算定をさせていただいているところでございます。

もう１点、先ほど、面積の検証の部分で 1.65 から 3.3 というところで、実際その部分、ちょっと出ませんけれども、現時点、１歳児、４月１日入所がだいたい 1,800 人ほど、２歳児が 2,100 人ほどでございます。こうした部分を、1.65 を 3.3 にしたときに、施設面ではコストは下がろうかとも。実際はここに、また、入れ込んでいけば人的なコストはかかって参るとは思いますので、単純にコストがどうなるかというのはこの場ではお答えできませんので、ご了解いただければと思います。以上でございます。

太田会長：　はい、ありがとうございました。あとおありになりますでしょうか。とりあえずよろしいでしょうか。また、ご質問、ご意見聞きたいと思いますので。はい。ほかの委員さん、いかがでございましょうか。

はい、お願いいたします。

中溝委員：　弁護士の中溝です。意見として述べさせていただこうと思います。まず、保

育所の関係で、現状維持という千葉市の考えについては、私は大変ありがたいというか、賛成でございます。やはりですね、児童福祉法の精神からすれば、子どもは愛護しなければならないと。その義務規定から子どもの権利を規定している大切な規定が第１条にある。その児童福祉法の精神に則るならば、現状の基準を下げるべきではないと考えますので、むしろ、より充実していくといいなというふうに期待を込めておりますので、現状の基準というのは大賛成でございます。

私が一番意見を言いたかったのはその他の児童福祉施設のところでございます。先ほど、友田会長からは、条例に組み込むことがいいのかどうかというところも、迷いだとか奥ゆかしさだと私は思うんですけれども、一応、基準通りでよろしいというようなご意見がありました。確かに、国の基準を維持するというところは高く評価したいと思います。ここはやはり、下回る基準にすべきではないというのが、当会の弁護士会での意見、下回るべきではないということではなくて、上乗せしていってほしいという意見を出しておりますので、まずはこの基準が堅持されたというところではよかったなと思っております。実際に、施設の実情ですね。私、千葉県児童福祉施設協議会からの委託を受けて、千葉県内の児童福祉施設、母子生活支援施設、児童養護施設、それから乳児院、それから児童家庭支援センターも含め、すべての施設を回って子ども達の声を聞き、それから職員さんたちとも話をして、子ども達が本当にここで安心して安全に暮らせるかどうかというところの評価をするという仕事をしております。その中で、やはり人数は絶対的に足りません。特に、職員さんが何人いて、足りるからまあいいだろう、みたいな形の数字だけで計算していくと、一見、足りるように見えるんです。でも、実際に、シフトをしていて、労働基準法に基づいて各職員さんたちの施設もローテーションを作っていくと、夜間に１人で何十人も見なきゃいけないというような状況が発生しております。子ども達に対する虐待的な行為というか、不適切なかかわりというのも、やはりそういった夜間に行われることも非常に多いと。そして、やる気のある職員さんほど、バーンアウトしてしまうんですね。24 時間一緒にいるということはただ指導していればいいだけではなくて、食事の世話だとか、それから、洗濯をして、その洗濯物を干して、取り込んで、たたんで、という間に子ども達がけんかをし

ていると、それをどうするんだと。で、ひとりはおなかが痛い、そばにいてほしい、でも、それもずっと関わっているわけにはいかないということで。単純に数字で割れる問題ではないんですね。現状、本当に足りませんし、施設の職員さんたち、一生懸命やっています。それでもどうにもならない。施設長がとっても頑張っていろいろなところから寄附を引っ張ってきて、なんとか職員を増やしてくれているっていうところも職員さんたちわかっています。なんとか施設の方も頑張って１人、２人は何とか、どうにかなるんですけれども、でも、１人、２人増えたからって足りるものではないんですよね。ですから、本当にこの基準ではまだまだ足りないというところを、千葉市の方でもご認識いただきたい。そしてぜひ、児童福祉施設、児童養護施設にも足を運んでいただきたいなと思っております。子ども達がいったいどうやって生活しているのか。ちょこっと昼間に見学いくくらいだと、皆、わいわいやってとっても楽しそうに見えるんです。でも、実際に職員さんたちの話を聞いて、子ども達とじっくり話をしてみると、実はいろいろな思いを抱えていて、その生い立ちから来る生きにくさだとかも抱えている、そして寂しさも抱えている。それが本当にこの現状で癒されて、そして、ちゃんとした大人になっていけるのか。極論を言えば、納税者になれるのかと。正しい納税者になっていかれるのかと。本当にこの子たちが、この千葉市を支えていけるのかといったようなところですね、ご認識いただきたいなと、ご理解いただきたいなと思います。ですから、今、現時点でこの基準では盛れないのかも知れませんが、千葉市としては他の市町村に先駆けてですね、上乗せしましたというように、新聞にデカデカと見出しが出るように、そんなことがあったらいいなと思っています。

太田会長：　要望のご意見かなと思います。実際の現場にご理解をといった内容と、それから頭数だけの問題ではないものも、やっぱり上乗せを、というような声かと思いました。そのほかの意見、ございませんでしょうか。委員の皆様、いかがでしょうか。山﨑委員さん、それから畠山委員さん、ちょっと、おっしゃり足りない点は、おっしゃってください。

畠山委員：　誤解のないように言っておきますけれども、子どもにとって基準がいい方がいいに決まっているんですよ。ただ、公平性の観点とか、財源の観点とか、それを今、おっしゃいましたけれど、じゃあ、なぜ保育園だけ国基準を上回って

いるのか。児童施設の全体の数からいったらおそらく千葉市で保育園に通っている子ども達ってどのくらいいるんですかね。だいたい、6,000 人くらいですか。

川上部長：　11,000 人くらいです。

畠山委員：　子どもも、もちろん大事です。私も子どもに関する教育をしていますから。バランスのところをよく見ていただきたいということがお願いであります。それから、何かやるときは、やはり、今の流行じゃないけど、財源財源といいますけども、お金のことをきちっと検証して欲しいと。それから、間違いなく 4 月から子どもが減っている。子どもっていうか、人口が減っているんですよね。千葉市の中期計画を見たって、平成 27 年からなだらかに人口が減ってくるという前提でいろいろな計画が作られたと思うんです。そのとき、どうやって千葉市で若い人たちを増やす、人口を増やしていくかっていうのは大きなポイントになるんで、こういった国基準を上回る保育をやるってこともものすごく大事なことだと思う。だけど、そのときは、必ず幼稚園の方も見て、バランスのとれた施策をやっていただきたいと思います。以上です。

太田会長：　はい、ありがとうございました。じゃ、山﨑委員さん、どうぞ。

山﨑委員：　今の問題ではないんですけども、たぶん、これが条例化されて一段落して、国会で騒がれたいわゆる一体改革で、今度は新システムの法案が出てきますよね。そうすると、我々にしてみると、国で法案が通らないにもかかわらず、制度だけの先行がもしあったとすると、これはちょっと由々しき問題なのかなあと思うんですね。新システムによって、我々は、ああそうかこうなるんだなとおおよその見当はつくんですけども。逆に言えばかなり財源がやっぱり伴うんですよね。で、財源が伴う問題、今の意見も出ましたけれども、我々は財源と制度とかそういうものについては、とにかく子どもの幸せということを考えると、やはり我々は、どんなシステムになろうと、何しようと、今の子ども達がよりいい環境になることは当たり前のことなので。新システムが、いわゆる消費税法案が廃案になったとしても、制度だけ先行しちゃうようなことだけは避けて欲しいなって思っていますので。ひとつよろしくお願いいたします。これとはちょっと関係ないかもしれません。以上です。

太田会長：　はい。重々わかりますね。何をどうしたらいいのかちょっとわからないです

けど。難しい問題です。ほか、いかがでございましょうか。

近藤委員：　すみません。

太田会長：　はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

近藤委員：　すみません。私が住んでおりますところに児童養護施設がございまして、私の子どもが通っている中学校の方もそこの学園から子ども達が通っております。で、実際に施設の方が数年前にきれいになりまして、子ども達の生活がとてもしやすくなったところがあるんです。実際に、今、私の方は中学校なんですけれども、中学校に通っている、この養護施設の子ども達が、どちらかというと一般の家庭から通っている子ども達よりもとても素直な子が最近は多くなっているんですね。それを、私たちが PTA 活動をしている中でも身近に感じるところができるということは、それだけここの施設に携わっていただいている職員の方の努力とか、接する環境ですとか、そういったものをとってもすごくよく感じるところがあるんですね。ただ、ここのところに、やはり、人数のことを考えていって、施設が 26 年に 1 か所新設される予定になっているっていうことは、こういう施設に入る子ども達が今後もっと増える状況にあるのかどうか。そのためにこの施設がひとつ増えるようになるのかどうか。ちょっと、その辺をお聞かせいただきたいんですけれど。

太田会長：　はい。直接、条例化と関係はないですけども、関連してのご質問と承りました。先ほど、28 から 26 年に訂正させていただきましたけども、1 か所新設ということが言われまして、この背景ですね。どういうような背景があるのか。はい、よろしくお願いいたします。

川上部長：　はい。今年度に予算化して、24、25 年度で整備して 1 か所作るんですけれども。新聞等でご存知の方もいらっしゃるかもわかりませんが、児童相談所に一時保護所というものがございます。そこは本来は期間が定まっているわけですね。そこでは、あくまでも一時的な預りでございまして。そこで生活していくってことではございませんので。そこから、ほかに手立てがないものですから、児童養護施設に入所していただくべきお子さんが非常に多くなってきているんですね。そこで、千葉市の場合には、昨年はそういうお子さんが非常に長くそこにいて、平均的な日数が長いというような状況がございまして、私どもとしてはどうしてもこの児童養護施設を市内にもう 1 か所整備したいということ

で、今回整備するということでございまして。ですから、そういう需要はあるということです。それでも足りるのかなというところですが、１か所確保したいということで、今回整備するという状況でございます。

太田会長：　よろしいでしょうか。こういうときは、ちょっと、需要という言葉は嫌な言葉ですよね。いろいろと手を打っていただいても、長期に結果的になっているということだと思います。私も、よく、詳しくわからないところではありますけども、一応、一時保護所にいる限り学校には行ってないんですよね。中で学ぶことはできますけども、学校には行かないっていう状態が続いているというのは、由々しきことですよね。ありがとうございました。ほかは、いかがでございましょうか。よろしいですか。はい、それでは、今、当座はご意見ご質問がないようですので、いったんここで審議を終了いたしたいと思います。事務局から何かご発言ございますでしょうか。はい、お願いします。

山田課長：　本日の審議はこれで終了でございますが、ご意見、ご質問がございましたら、お手元にございます、ご意見記入用紙等により、FAX または電子メール等で事務局までお寄せいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

太田会長：　はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様には、また、友田臨時委員さんにも、様々なご意見を賜りまして大変ありがとうございました。「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の策定にあたりまして、我々、社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見を十分斟酌していただきまして、取りまとめていただきたいというように考えております。子ども達の豊かな福祉、それから保育の質というようなことも出て参りました。今回の基準をなるべく上乗せしてという趣旨の発言が多かったかと思います。十分斟酌していただきまして、まとめていただきたいというように思います。

また、ご意見につきましては、この会議以降も FAX または電子メールなどで受け付けるということでございますので、委員の皆々様におかれましては、ぜひ、本日の意見にこだわらず多くのご意見をお寄せいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。今後、所定の手続きを経た上で、これが公表されまして、市民の皆様から意見を伺うパブリックコメントも予定されているようでございますので、市民の皆様の声にも十分、事務局としては耳を傾けていただき

たいと考えます。また、パブリックコメントを経まして、最終案として策定されたものは、10月下旬に予定されております、本審議会において報告されるという予定のようでございますので、それまでに、円滑な手続きをよろしくお願いしたいと思います。

その他

太田会長：　それでは、事務局から何かございますか。

山田課長：　児童福祉専門分科会の今後の予定についてご説明いたします。昨年度３月の分科会では７月の開催予定とご案内しておりましたが、予定を変更いたしまして、次回の分科会は10月下旬に開催する予定でございます。日程調整にあたりましては、後日改めてご連絡させていただきます。議題といたしましては、「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」について、本日のご審議及びパブリックコメント等を踏まえて、条例案のご報告をいたします。また、夢はぐくむ千葉こどもプラン後期計画の平成23年度進捗状況について、ご報告をいたします。説明は以上でございます。

太田会長：　今のご説明に関して何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特にご質問ご意見ないようですので、予定いたしておりました議題はこれで終了となります。委員の皆様のおかげをもちまして、円滑に議事を進めることができました。誠にありがとうございました。それでは、事務局の方に、きちんと返しておきます。はい、よろしくお願いします。

司　　会：　　委員の皆様、専門的な立場から、ご意見ありがとうございました。それでは以上をもちまして、平成 24 年度第 1 回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。

以上